

# 第3章

## 子供・子育て支援施策 の具体的な展開

施策体系一覧	81
1 目標1 地域における妊娠・出産・子育ての 切れ目ない支援の仕組みづくり	82
(1) 妊娠・出産に関する支援の推進	
(2) 安心できる小児・母子医療体制の整備	
(3) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実	
(4) 子供の健康の確保・増進	
目標1の事業一覧	
2 目標2 乳幼児期における教育・保育の充実	98
(1) 就学前教育の充実	
(2) 保育サービスの充実	
(3) 認定こども園の充実	
(4) 就学前教育と小学校教育との連携	
目標2の事業一覧	
3 目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実	110
(1) 子供の生きる力を育む環境の整備	
(2) 次代を担う人づくりの推進	
(3) 放課後の居場所づくり	
目標3の事業一覧	
4 目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実	124
(1) 児童虐待の未然防止と対応力の強化	
(2) 社会的養護体制の充実	
(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	
(4) 障害児施策の充実	
(5) 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援	
目標4の事業一覧	
5 目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備	142
(1) 仕事と家庭生活との両立の実現	
(2) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進	
(3) 子供の安全を確保するための取組の推進	
(4) 良質な住宅と居住環境の確保	
(5) 安心して外出できる環境の整備	
目標5の事業一覧	



## 東京都子供・子育て支援総合計画 施策体系 一覧

### 【目標1】

地域における妊娠・出産・子育ての  
切れ目ない支援の仕組みづくり

- 1 妊娠・出産に関する支援の推進
- 2 安心できる小児・母子医療体制の整備
- 3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実
- 4 子供の健康の確保・増進

### 【目標2】

乳幼児期における教育・保育の充実

- 1 就学前教育の充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 認定こども園の充実
- 4 就学前教育と小学校教育との連携

### 【目標3】

子供の成長段階に応じた支援の充実

- 1 子供の生きる力を育む環境の整備
- 2 次代を担う人づくりの推進
- 3 放課後の居場所づくり

### 【目標4】

特に支援を必要とする  
子供や家庭への支援の充実

- 1 児童虐待の未然防止と対応力の強化
- 2 社会的養護体制の充実
- 3 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 4 障害児施策の充実
- 5 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援

### 【目標5】

次代を担う子供たちを  
健やかに育む基盤の整備

- 1 仕事と家庭生活との両立の実現
- 2 子供を犯罪等の被害から守るための  
活動の推進
- 3 子供の安全を確保するための取組の推進
- 4 良質な住宅と居住環境の確保
- 5 安心して外出できる環境の整備

## 第3章

## 子供・子育て支援施策の具体的な展開

## 目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、周囲に相談相手がいない、必要な情報が得にくいなど、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者が増えています。サービスや情報提供を充実するとともに、ワンストップで支援につなげる体制整備など、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みを整えていきます。

### 【1 妊娠・出産に関する支援の推進】

- 妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発や、妊婦・保護者への適切な情報発信を行うとともに、電話やメールでの相談対応等を行います。
- 妊娠期から子育て期にわたって、きめ細かな支援が切れ目なく行えるよう、母子保健部門と子育て支援部門等が連携して専門職による継続的な状況把握や支援を実施する区市町村を支援します。
- 保険診療が適用されない特定不妊治療の費用の一部を助成するとともに、治療内容や費用の標準化、保険適用について、国に提言します。

### 【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

- 東京都こども救命センターの運営をはじめとし、小児の救急医療体制を確保するとともに、周産期母子医療センターの整備やNICU\*の確保、母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営など、ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児等に対応する体制を整備します。

### 【3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実】

- 区市町村が、子育て支援施策の実施主体として、子供家庭支援センターを中心に、様々な相談支援やサービス提供の充実を図るとともに、地域のネットワーク強化を図ることができるよう支援します。
- また、要保護児童等の支援について、行政機関や、学校・医療機関等地域の関係機関が一堂に会して支援体制の整備や個別の支援方法を検討する場である要保護児童対策地域協議会が、居住実態の把握できない児童等への対応や関係機関間の隙間のない支援のために効果的に活用されるよう、調整機関である子供家庭支援センターの調整機能を強化します。
- 子育てひろばが、親子にとって気軽に出かけられ相談できる場としての役割を担いつつ、在宅で子育てをしている親子の孤立化を防ぎ、子育てに対する不安を身近な地域で解消できる機能も果たせるよう、地域支援や利用者支援を行う子育てひろばの拡充を図ります。
- 乳児家庭全戸訪問事業等の訪問支援や、ショートステイ事業等の一時的な預かりなどの様々な子育て支援策について、区市町村が、子育て家庭のニーズを踏まえて適切なサービスにつなげられるよう、体制整備を促進するとと

もに、何らかの支援が必要な子供や保護者を早期に発見し、虐待を未然に防止できるよう、人材育成の面でも支援していきます。

- 利用者支援については、保護者が適切に子育て支援策に結びつくよう、子育て家庭の多様なニーズを把握し、子供・子育て支援に関する情報を公開するなど透明性を確保しつつ、関係機関調整等を行う区市町村を支援します。

#### 【4 子供の健康の確保・増進】

- アレルギー疾患のある子供やその保護者が、正しい知識を持って適切な日常生活を送ることのできるよう普及啓発を行うとともに、学校や保育所等における事故予防や、緊急時に適切に対応ができるための人材育成を支援します。
- 子供たちが食に関する判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図っていきます。

※NICU：新生児集中治療管理室（Neonatal Intensive Care Unit）。新生児の治療に必要な保育器、人工呼吸器等を備え、24時間体制で集中治療が必要な新生児のための集中治療室。



## 目標1 【1 妊娠・出産に関する支援の推進】

妊娠・出産に関して普及啓発や情報提供、相談対応等を行うとともに、妊娠期からの切れ目ない支援を行う区市町村を支援します。

ライフステージに応じて施策を展開

	妊娠前	妊娠期	子育て期
課題	妊娠適齢期に関する知識不足		
	晩婚化の進行による初産年齢の上昇		
主な取組		核家族化や地域の繋がり希薄化による、育児の孤立化	
	<p><b>■妊娠適齢期等に関する普及啓発</b> 大学生や社会人の男女を対象に、妊娠適齢期や不妊に関する知識を啓発する。</p> <p><b>■不妊・不育ホットライン</b> 経験のあるピアカウンセラーが不妊・不育に関する悩みについて、電話で相談対応を実施する。</p> <p><b>■不妊治療費助成</b> 配偶者間の特定不妊治療（体外受精・顕微授精）にかかる費用の一部を助成する。（男性分の治療費も助成）</p>	<p><b>■妊娠相談ほっとライン</b> 妊娠・出産に関する様々な悩みについて、看護師等の専門職が電話やメールで相談対応を実施し、必要に応じて適切な関係機関を紹介する。</p> <p><b>■TOKYO子育て情報サービス</b> 妊娠や子育て、子供の事故防止等に関する情報をインターネットや電話（自動音声）により提供する。</p> <p><b>■出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）</b> 全ての子育て家庭を対象として妊娠期からの切れ目ない支援を行う区市町村を支援する。 ○妊娠期から子育て期にわたる支援のワンストップ拠点への専門職の配置を支援 ○妊産婦等の状況を把握する取組を支援</p> <p><b>■子育てスタート支援事業</b> 特に支援が必要な家庭を対象に、出産前後の一定期間、相談支援や妊婦・母児のデイケア、ショートステイ等を実施する区市町村を支援する。</p> <p><b>■妊婦健診受診促進事業</b> 妊婦に対して、早期の医療機関受診と妊娠の届出、妊婦健康診査の定期的な受診を促す。</p>	<p><b>■「母と子の健康相談室」(小児救急相談)</b> 母子の健康に関する相談や育児相談、小児救急相談に対して、保健師や助産師（必要に応じて小児科医師）が対応する。</p>



## 目標1 【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

限られた医療資源を最大限に活用しながら小児・周産期医療体制を確保します。

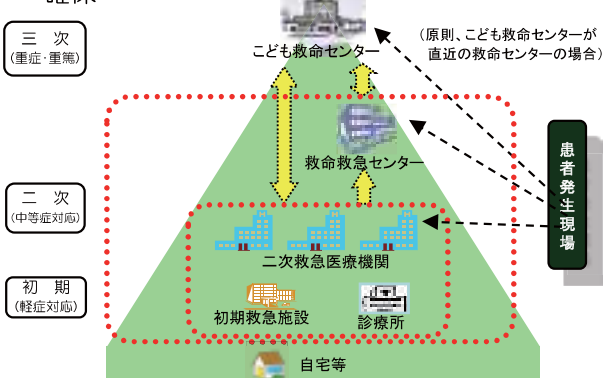
### 小児救急医療体制の確保

#### ○ 東京都こども救命センターの運営

- ◆ 他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う施設を都内4か所に指定
- ◆ 救命治療の他に、小児医療連携の拠点として、日頃から連携する医療機関等と積極的に情報共有するほか、円滑な連携体制の維持・促進に努めるとともに、小児臨床教育の拠点機能として、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施

#### ○ 小児救急医療体制の確保

- ◆ 小児の初期救急から三次救急までの救急医療を整備し、安心できる小児救急医療体制を確保



### 周産期医療体制の確保

#### ○ NICUを320床確保

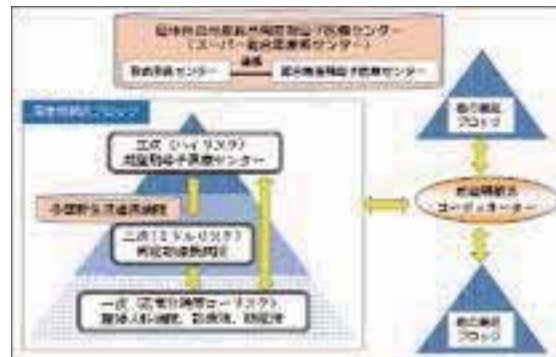
- ◆ ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児等に対する医療を提供する周産期母子医療センターを整備するとともに、増加傾向にある低出生体重児の医療に対応するため、平成31年度末まで都全域でNICUを320床確保

#### ○ 母体救命対応総合周産期母子医療センターの整備

- ◆ 緊急に母体救命処置が必要な妊産褥婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」を指定

#### ○ 周産期医療ネットワークグループの構築

- ◆ 一次から三次までの医療機関の機能分担と相互の連携により、身近な地域でリスクに応じた周産期医療が提供される体制を構築



### 医師確保対策の推進

#### ○ 医師の勤務環境改善や復職支援

#### ○ 医師奨学金制度の充実

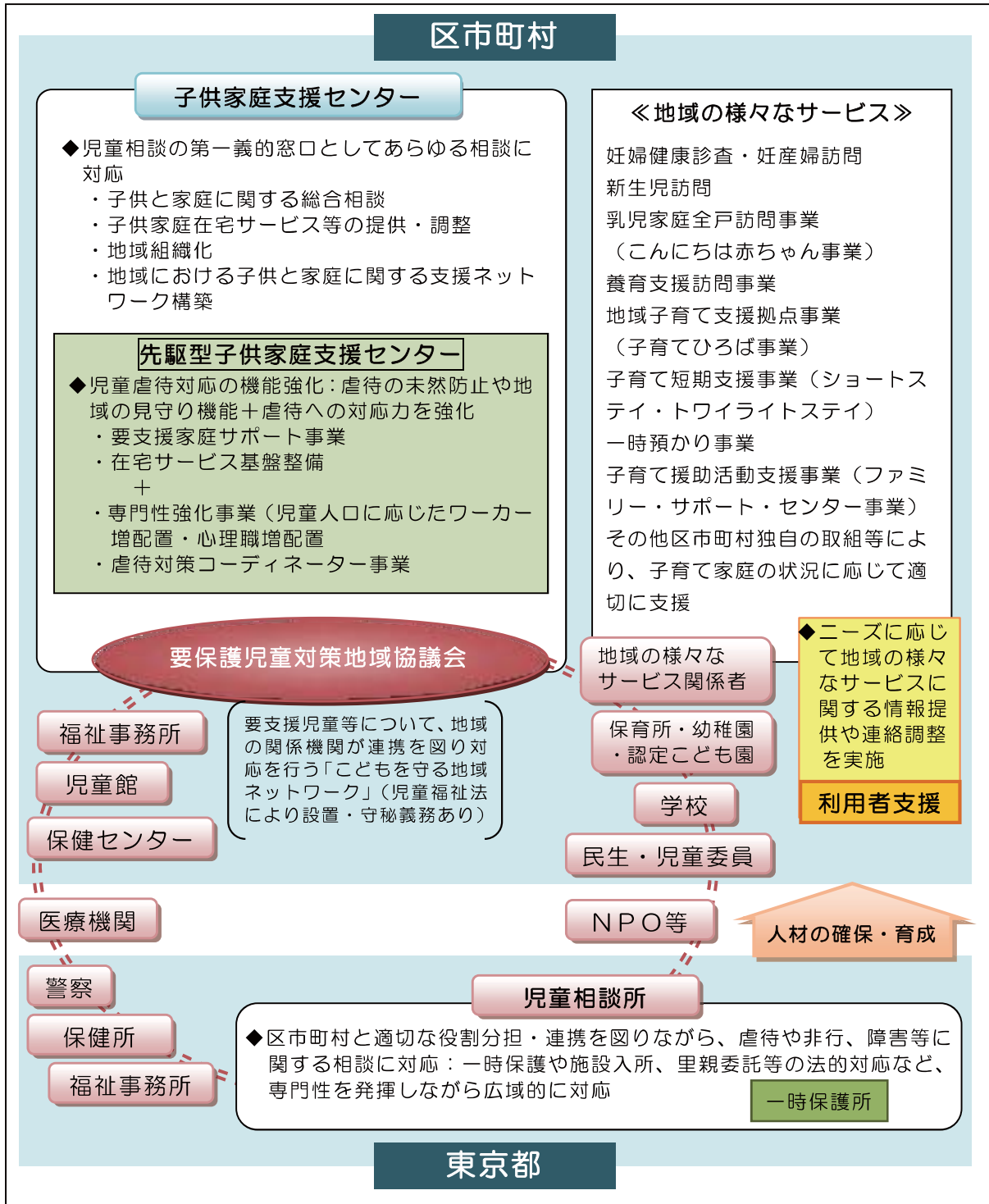
- ◆ 小児、周産期医療等に従事する医師を確保するため、これら医療に従事する意思のある学生を対象に奨学金を貸与

#### ○ 小児救急医療を担う人材の育成

- ◆ 都内の救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修を実施

## 目標1 【3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実】

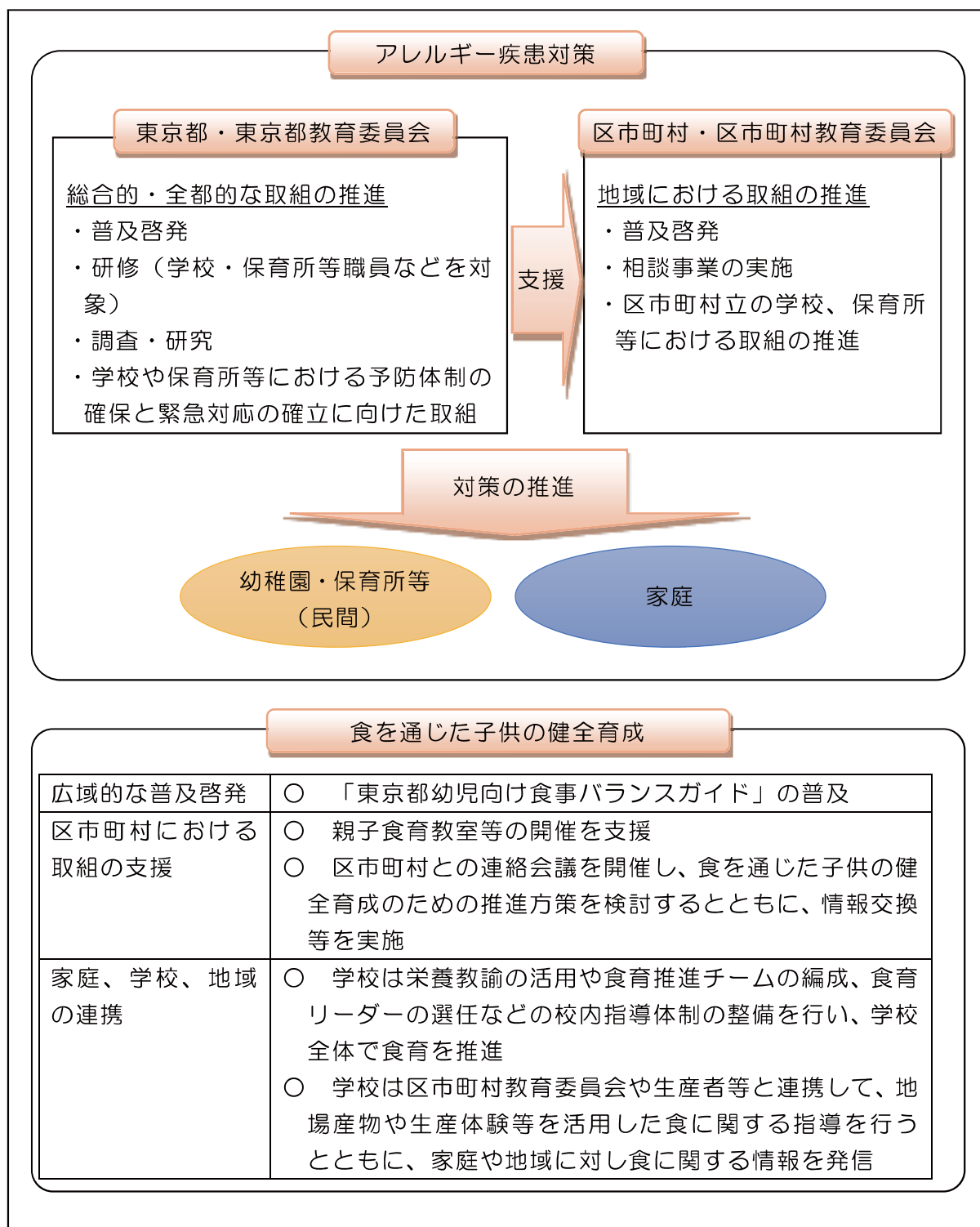
すべての子育て家庭が、状況に応じて適切な支援を受けられるよう、妊娠期からのサービスの拡充と切れ目ない支援体制の構築を進める区市町村を支援するとともに、それを支える人材の育成を図ります。





## 目標1 【4 子供の健康の確保・増進】

アレルギー疾患の予防や対策を進めるとともに、生涯にわたる健康づくりのため、健全な食生活が身につくよう支援します。



《目標1 施策の体系》

(1) 妊娠・出産に関する支援の推進

- 子供家庭支援区市町村包括補助事業(先駆的事業・選択事業・一般事業)
- 生涯を通じた女性の健康支援事業
- 不妊治療費助成事業
- 妊婦健康診査受診促進事業
- 妊娠・出産包括支援推進事業
- 出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業)
- 子育てスタート支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>
- 母子保健支援事業
- TOKYO子育て情報サービス
- 東京都こども医療ガイド
- 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」
- 電話相談「母と子の健康相談室」(小児救急相談)
- 子育て家庭のための情報交流コーナーの設置
- 来院小児患者付き添い家族(児童)の一時預かり
- 各種医療費助成制度(ひとり親家庭等医療費助成含む)

(2) 安心できる小児・母子医療体制の整備

- 小児救急医療体制の充実(初期・二次救急)
- 地域における小児医療研修
- 休日・全夜間診療参画医療機関整備費等補助(小児)
- 休日・全夜間診療事業(小児・専任看護師配置)
- 救急専門医等養成事業(小児)
- 東京都こども救命センターの運営
- 東京都小児医療協議会
- 周産期医療システムの整備
- 周産期医療施設等整備費補助
- 母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置
- 周産期搬送コーディネーターの配置
- 周産期医療ネットワークグループの構築
- 周産期連携病院の確保
- 多摩新生児連携病院の確保
- 在宅移行支援病床運営事業
- 在宅療養児一時受入支援事業
- 地域医療を担う医師養成事業(医師奨学金)
- 産科医等確保支援事業
- 新生児医療担当医(新生児科医)確保事業
- 医師勤務環境改善事業

(3) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実

- 子供家庭支援区市町村包括補助事業(先駆的事業・選択事業・一般事業)(再掲)
- 医療保健政策区市町村包括補助事業
- 要支援家庭の早期発見に向けた取組
- 妊娠・出産包括支援推進事業(再掲)
- 出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業)(再掲)
- 子育てスタート支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>(再掲)
- 母子保健支援事業(再掲)
- TOKYO子育て情報サービス(再掲)
- 電話相談「母と子の健康相談室」(小児救急相談)(再掲)
- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- 子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>
- 養育支援訪問事業
- 親の子育て力向上支援事業 <子供家庭支援区市町村包括補助事業>
- 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
- 要支援家庭を対象としたショートステイ事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>
- 子育て短期支援事業実施施設の整備
- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)  
<子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金>
- 一時預かり事業
- 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)の充実
- 子供を守る地域ネットワーク機能強化事業
- 4152(よいこに)電話
- 利用者支援事業
- 地域子育て支援研修
- 子育て支援員
- 東京子育て応援事業

(4) 子供の健康の確保・増進

- アレルギー疾患対策
- 食を通じた子供の健全育成

## 目標1「地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり」の事業一覧

### (1) 妊娠・出産に関する支援の推進

1	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (先駆的事业・選択事業・一般事業)	福祉保健局
区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を支援することにより、都における福祉保健施策総体の向上を図る。		
2	生涯を通じた女性の健康支援事業	福祉保健局
電話相談事業（「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」）により女性の様々な悩みに対応するとともに、妊娠適齢期等に関する普及啓発を行う。		
3	不妊治療費助成事業	福祉保健局
特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。		
4	妊婦健康診査受診促進事業	福祉保健局
広域的な普及啓発により、妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届出及び妊婦健康診査の定期的な受診を促す。		
5	妊娠・出産包括支援推進事業	福祉保健局
妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援体制を区市町村が構築できるよう、情報提供や研修を通じて支援する。		
6	出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）	福祉保健局
妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援を行う区市町村に対して専門職の配置経費等を補助することにより、取組の一層の充実を促す。		
7	子育てスタート支援事業〈子供家庭支援区市町村包括補助事業〉	福祉保健局
出産や子育てに特に支援を必要とする妊婦・母児に対し、心身の安定と育児知識等を付与する場として、一定期間のデイケアや宿泊ケアを行うことで、妊娠から産後までの切れ目のないサポート体制の確立を支援する。		
8	母子保健支援事業	福祉保健局
母子保健運営協議会の開催や区市町村職員等を対象とした研修の実施により、地域における母子保健水準の維持・向上を図る。		
9	TOKYO子育て情報サービス	福祉保健局
妊娠や子育て、子供の事故防止や応急手当等に関する情報をインターネットや電話（自動音声）により24時間365日提供することにより、子育て家庭の不安の軽減を図る。		
10	東京都こども医療ガイド	福祉保健局
子供の病気やケガの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図る。		

11	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	福祉保健局
<p>休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスや、インターネットにより医療機関のきめ細かい情報提供を24時間実施し、都民の多様なニーズに対応していく。</p>		
12	電話相談「母と子の健康相談室」（小児救急相談）	福祉保健局
<p>母子の健康に関する相談や育児相談、小児救急相談に対して、保健師や助産師（必要に応じて小児科医師）が対応し、親の不安の軽減を図る。</p>		
13	子育て家庭のための情報交流コーナーの設置	病院経営本部
<p>小児総合医療センターにおいて、子育て家族同士の交流が図れるファミリールーム・交流コーナーや、子供の病気や医療に関する情報収集ができる情報コーナーを設置し、家族の子育て力を高めていく。</p>		
14	来院小児患者付き添い家族（児童）の一時預かり	病院経営本部
<p>小児総合医療センターにおいて、ボランティア等を活用した患者家族の一時預かりサービスを実施し、付き添い家族が安心して病院へのお見舞いができるようにする。</p>		
15	各種医療費助成制度（No.179 ひとり親家庭等医療費助成含む）	福祉保健局
<p>「小児慢性特定疾病の医療費助成」等を行うほか、義務教育就学期までの乳幼児及び児童に医療費助成を行う市町村に対して、その経費の一部を補助することにより、医療費の負担の軽減を図る。</p>		

## （2）安心できる小児・母子医療体制の整備

16	小児救急医療体制の充実（初期・二次救急）	福祉保健局
<p>子供の急病に対応するため、区市町村が地域の小児科医の協力を得て実施する「小児初期救急平日夜間診療事業」に対して積極的な支援を行う。 入院を必要とする小児の救急患者に対応する二次救急医療については、小児科の「休日・全夜間診療事業」を引き続き実施し、原則、固定・通年制で常時小児科医師による対応が可能な体制を確保する。</p>		
17	地域における小児医療研修	福祉保健局
<p>地域の診療所の医師を対象とした「地域小児医療研修（臨床研修）」や症例報告・疾病別の発生動向等の情報交換を行う地域研修会の実施などにより、小児救急医療の基盤を強化する。</p>		
18	休日・全夜間診療参画医療機関整備費等補助（小児）	福祉保健局
<p>小児科の救急患者に対し、24時間365日小児科医が対応する診療体制を確保するため、整備費の補助を行う。</p>		
19	休日・全夜間診療事業（小児・専任看護師配置）	福祉保健局
<p>休日・全夜間診療事業（小児）を行う医療機関において、緊急性の高い患者の命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」の実施を支援し、迅速に適切な治療につなげる体制を整備する。</p>		
20	救急専門医等養成事業（小児）	福祉保健局
<p>小児救急患者に対し、よりの確で迅速な救命処置を行うことのできる人材を育成するため、小児救急医療を担う救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修（PALS研修）を行う。</p>		

21	<b>東京都こども救命センターの運営</b>	福祉保健局
<p>重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、外科・内科を問わず小児特有の症状に対応した高度な救命治療を実施する。あわせて、医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間調整を行うとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施する。</p>		
22	<b>東京都小児医療協議会</b>	福祉保健局
<p>小児医療体制の確保・充実に向けた検討・協議を行う「東京都小児医療協議会」を設置する。協議会では、小児救急医療体制の確保等に向け、初期から三次までの小児救急医療ネットワークの構築について検討・協議を行う。</p>		
23	<b>周産期医療システムの整備</b>	福祉保健局
<p>出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制の確立を図る。</p> <p>■事業目標（31年度） NICU 320床確保</p>		
24	<b>周産期医療施設等整備費補助</b>	福祉保健局
<p>都内の新生児疾患の診断・治療及びリスクの高い妊産婦等の医療的管理を行う周産期施設の整備等を行うことにより、地域において出産前後の母体胎児から新生児に至る一貫した医療を提供する。</p>		
25	<b>母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置</b>	福祉保健局
<p>救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」（いわゆる「スーパー総合周産期センター」）を指定し、母体が迅速に救命処置を受けられる体制を確保することにより、都民が安心して妊娠・出産できる環境を整備する。</p>		
26	<b>周産期搬送コーディネーターの配置</b>	福祉保健局
<p>総合周産期母子医療センターのブロック内では受入困難な事例について、都内全域の搬送調整等を集中して行う周産期搬送コーディネーターを配置することにより、総合周産期母子医療センターにおいて搬送調整業務を行う医師の負担軽減を図るとともに、母体・新生児の迅速な医療の確保を図る。</p>		
27	<b>周産期医療ネットワークグループの構築</b>	福祉保健局
<p>周産期医療ネットワークグループを構築し、地域の中で一次、二次、三次それぞれの医療機関が機能に応じた役割分担と連携を進め、リスクに応じた医療提供体制を構築する。</p>		
28	<b>周産期連携病院の確保</b>	福祉保健局
<p>ミドルリスクの妊産婦に緊急診療を行う「周産期連携病院」を必要に応じ整備していくことにより、周産期母子医療センターへの分娩・搬送集中を緩和し、妊婦のリスクに応じた体系的な受入体制の確保を図る。</p>		
29	<b>多摩新生児連携病院の確保</b>	福祉保健局
<p>区部に比べて周産期母子医療センターが少ない多摩地域において、比較的高いリスクの新生児の対応が可能な医療機関を確保することにより、多摩地域の新生児受入体制の強化を図る。</p>		
30	<b>在宅移行支援病床運営事業</b>	福祉保健局
<p>NICUやGCUに長期入院している又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児について、NICU・GCUと在宅療養の間に中間的な病床として在宅移行支援病床を設置し、在宅生活への円滑な移行の促進を図る。</p>		



31	在宅療養児一時受入支援事業	福祉保健局
NICU等長期入院児等の在宅医療中の定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを実施する。		
32	地域医療を担う医師養成事業（医師奨学金）	福祉保健局
将来、都内の医師確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする者に対し、奨学金を貸与し、都内の医師確保が必要な地域や診療科等（小児医療、周産期医療、救急医療等）の医師の確保及び質の向上を図る。		
33	産科医等確保支援事業	福祉保健局
地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて急激に減少する産科医療機関及び産科医等の確保を図る。		
34	新生児医療担当医（新生児科医）確保事業	福祉保健局
NICU入院児を担当する医師に手当を支給することにより、処遇改善を通じて新生児担当医の確保を図る。		
35	医師勤務環境改善事業	福祉保健局
病院における医師の勤務環境を改善する取組、離職した女性医師等の再就職を支援する取組などに係る経費の一部を補助することにより、勤務医の離職防止と定着対策の導入促進を図る。		

### （3）子育て家庭を地域で支える仕組みの充実

再掲	子供家庭支援区市町村包括補助事業 （先駆的事业・選択事業・一般事業）	福祉保健局
（*NO.1参照）		
36	医療保健政策区市町村包括補助事業	福祉保健局
身近な地域医療・保健の実施主体である区市町村が地域の実情に合わせて行う自主的、主体的な取組を支援し、医療保健サービスの向上を推進する。		
37	要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉保健局
母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進する。		
再掲	妊娠・出産包括支援推進事業	福祉保健局
（*NO.5参照）		
再掲	出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）	福祉保健局
（*NO.6参照）		
再掲	子育てスタート支援事業〈子供家庭支援区市町村包括補助事業〉	福祉保健局
（*NO.7参照）		

再掲	母子保健支援事業	福祉保健局
(※NO.8参照)		
再掲	TOKYO子育て情報サービス	福祉保健局
(※NO.9参照)		
再掲	電話相談「母と子の健康相談室」(小児救急相談)	福祉保健局
(※NO.12参照)		
38	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	福祉保健局
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援する。		
39	子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局
地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援する。また、児童虐待対応の専門性を強化した先駆型子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援する。		
40	養育支援訪問事業	福祉保健局
保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援する。		
41	親の子育て力向上支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局
子育てに不安を持つ親に対し、グループワークを通し子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援する。		
42	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	福祉保健局
子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援する。		
43	要支援家庭を対象としたショートステイ事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局
養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援する。		
44	子育て短期支援事業実施施設の整備	福祉保健局
保護者の利便性やケースワークの質の向上を図るため、子供家庭支援センターに併設した子育て短期支援事業実施施設を整備する区市町村を支援する。		
45	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)<子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金>	福祉保健局
仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援する。		

46	一時預かり事業	福祉保健局
<p>保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援する。</p>		
47	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）の充実	福祉保健局
<p>子育てひろばにおいて、地域支援や利用者支援事業を実施し、地域社会で子育てを支援する体制や保護者の相談体制の充実に取り組む区市町村を支援する。</p> <p>■事業目標（31年度） 地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを全区市町村で実施</p>		
48	子供を守る地域ネットワーク機能強化事業	福祉保健局
<p>区市町村において、子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援する。</p>		
49	4152（よいこに）電話	福祉保健局
<p>土・日・祝日（年末年始を除く）を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX 相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応える。</p>		
50	利用者支援事業	福祉保健局
<p>子供及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、区市町村が、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。</p> <p>■事業目標（31年度） 62 区市町村</p>		
51	地域子育て支援研修	福祉保健局
<p>年々複雑化する子供家庭相談に的確に対応できる人材を育成するため、子供家庭支援センター、地域子育て支援拠点（子育てひろば）等、地域における子育て支援・相談業務等に関わる職員を対象に、子育て支援をめぐる相談業務に必要な技術・知識の付与や更なる専門性の向上を図り、区市町村の支援体制を総合的に強化する。</p>		
52	子育て支援員	福祉保健局
<p>地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修を実施し、サービスの担い手となる人材を確保するとともに質の向上を図る。</p>		
53	東京子育て応援事業	福祉保健局
<p>安心して子育てができる環境を整備するため、都の出えんや企業や都民等の寄付による基金を活用し、特定非営利法人、企業等が行う先進的な取組を対象として、将来の自主的な運営を前提とした立ち上げ支援を実施する。</p>		

(4) 子供の健康の確保・増進

54	アレルギー疾患対策	福祉保健局 教育庁
<p>(福祉保健局) 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」などを活用した研修や講演会を実施し、人材育成や普及啓発を推進する。 また、平成27年中に施行されるアレルギー疾患対策基本法に則った施策を展開する。</p> <p>(教育庁) アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進する。</p>		
55	食を通じた子供の健全育成	教育庁 福祉保健局
<p>(教育庁) 子供たちが食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図る。また、「食育研究指定地区」に指定した区市に栄養教諭を継続して配置し、地場産物を活用した食育の実践研究を行い、研究成果を全区市町村に普及し、学校における食育の一層の推進を図る。</p> <p>(福祉保健局) 幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援する。 「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自治体の取組を支援する。</p>		

コラム①

民生児童委員の取組

～多様化する地域の課題にきめ細かく対応し暮らしを支える～

- 民生委員・児童委員（以下、民生児童委員）は、地域住民の一員として生活しながら、その地域の日々の暮らしの中での心配ごとや困ったことの相談（子供、高齢者、障害者に関することなど）を受け、解決する手伝いをしています。  
民生児童委員の相談・支援件数のうち、子供に関することは2割程度で、妊産婦、ひとり親家庭はもちろん、子育て、虐待、いじめ、不登校、非行など子供に関するあらゆる心配ごとの相談に乗っています。
- 民生児童委員は、都内で約1万人が活動しており、行政、学校、地域のボランティア団体等の関係機関とも協力しながら、きめ細かな支援、見守りを続けています。民生児童委員の中には、主に児童に関することを専門的に担当する主任児童委員もいます。

【民生児童委員の活動事例】

父親と二人暮らしの中学生 A 君、父親の帰宅時間が遅いため A 君の就寝も遅くなり、朝起きられず、父親が送って行かないと登校できなくなりました。そして、父親が朝早く家を出る日は、学校を欠席したり遅刻したりすることが多くなりました。区域担当民生児童委員と主任児童委員と一緒に支援してほしいと子供家庭支援センターから連絡が入り、A 君の家を訪問しました。父親とも話し合い、地域での見守りと声かけをすることにしました。区域担当民生児童委員は近所で A 君や父親を見かけた時に声をかけ、主任児童委員は、学校を訪問した際に先生に様子を伺ったり、子供家庭支援センターと連携しつつ家を訪問したりしました。父親の入院や高校への進学をめぐる不安から、欠席が続くこともありましたが、将来希望する職業に向けての進学先も決まり、卒業式にも出席することができました。一步一步進む A 君を今後も見守り続けていきます。



## ネウボラ

～フィンランドに学ぶ子育て支援～

- 北欧の国フィンランドでは、女性のほとんどがフルタイムで働いていますが、合計特殊出生率は 1.8（2012 年）の水準を保っています。そのフィンランドで子育て家庭を支えているネウボラという仕組みが、近年、日本で注目されています。「ネウボラ」はフィンランド語で「助言の場」を意味します。妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、健診も行う包括的支援の拠点として、身近な地域に設置されています。
- ネウボラでは、すべての子育て家庭を対象として、妊娠期から子供の就学前まで原則として同じ保健師が一貫した支援を行います。母子だけでなく、父親やきょうだいとも面接し、家族全体の心身の健康をサポートする役割を果たしています。
- また、フィンランドには、母親手当という制度があります。これはネウボラ等で妊婦健診を受診すると支給されるもので、現金又は育児パッケージ（子育て用品の詰合せ）のどちらかを選べます。こうした制度もネウボラの利用率を高めています。
- 日本でも、妊婦健診や乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問など、様々な制度により、妊娠期の支援と子育て期の支援が行われていますが、妊娠期に各家庭の状況を把握し、継続的に支援を行うという点では、フィンランドの取組に学ぶところが少なくありません。
- 東京都では、平成 27 年度から「出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）」を開始し、ワンストップ拠点への専門職の配置や育児パッケージの配布などを行う区市町村を支援します。今後、東京版ネウボラとも言うべき、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくりを進めていきます。



▲フィンランドの育児パッケージの例



第3章 子供・子育て支援施策の具体的な展開

